

相續人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

南越前町長様

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する「相続人代表者」について、次のとおり指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、地方税法第 384 条の 3 及び南越前町税条例第 74 条の 3 の規定により、被相続人が所有者として登記又は登録されている土地又は家屋の現所有者を併せて申告します。

被相続人 (死亡者) (A)	(ふりがな) 氏 名		死亡年月日	令和 年 月 日
	住 所	〒 ー	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

相続人 代表者 兼 現所有者の 代表者 (B)	(ふりがな) 氏 名		Aとの 続柄		本人確認書類 ☐ 免許証 ☐ 在留カード ☐ 旅券 ☐ 障害者手帳 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ） 番号【 】
	住 所	〒 —			
	連絡先 (電話)	— —			
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日			
	個人番号				

※郵送又は代理人が提出する場合は、代表者（B）の本人確認書類の写しを添付してください。

※個人番号は、南越前町税条例第74条の3第1号に基づく現所有者の申告事項です。

- ① 相続登記等が完了するまでの間、被相続人（Ａ）に係る固定資産税の納税義務者を現所有者の代表者（Ｂ）に変更します。軽自動車税、町民税・県民税、国民健康保険税についての届出も兼ねているため、土地家屋を相続登記された場合でも提出をお願いします。
- ② 軽自動車税について、廃車や名義変更の手続きが完了するまでの間、納税義務者を相続人代表者（Ｂ）に変更します。
- ③ 町民税・県民税及び国民健康保険税について、現年度分の書類を相続人代表者（Ｂ）に送付します。
- ④ 現所有者の申告期限は、現所有者であることを知った日の翌日から１月を経過した日までです。相続人代表者の届出及び現所有者の申告は、遺産分割や相続登記の内容を確定するものではありません。
- ⑤ （Ｂ）以外の現所有者（相続人等）がいる場合は、同居・非同居を問わず裏面に全員を記入してください。欄が不足する場合は別紙を添付してください。
- ⑥ （Ｂ）以外の相続権を有する方について、相続放棄をしている方がいる場合は「相続放棄申述受理通知書」又は「相続放棄申述受理証明書」の写しを添付してください。

【南越前町使用欄】

前 個人コード					現 個人コード					
町・県民税		国民健康保険税			土地	単独		共有		
軽自動車税		口座			家屋	単独		共有		

現所有者（相続人等）記載欄　〔B以外〕

※被相続人（A）の固定資産を現に所有している方を記載してください。相続放棄が受理された方は、その旨が分かる書類の写しを添付してください。

氏名・生年月日	Aとの続柄	住 所	個人番号	備 考
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄
(ふりがな) 氏名 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日		〒 ー		☐ 現所有者 ☐ 相続放棄

【注意】現所有者が複数いる場合、固定資産税の納税義務は共有者全員に生じます。代表者の指定は、所有権や持分を確定するものではありません。